

## 令和8年度地域中核企業の創出に向けた伴走支援事業

質問	回答
<p>提出する企画提案書の副本について、企業名が分かる記載の黒塗り・削除などの匿名措置をとる必要があるか。</p>	<p>提出いただく企画提案書の副本について、特に匿名措置をとる必要はありません。</p>
<p>令和8年度事業に対する担当の思いや期待について教えてほしい。</p>	<p>県担当の思いや期待に関しては、「仕様書2目的」「仕様書4(2)支援の実施」のほか、「実施要領8(5)評価基準」をご参考ください。</p>
<p>事業の円滑な実施および事業実施効果の最大化に向けて、県が協力する範囲を教えてください。</p>	<p>本業務に関しては、主に受託者にて実施していただきます。適宜、県が情報提供、広報支援、企業訪問の同行等を行います。</p>
<p>支援先の企業リストや発掘リストについて、島根県側で用意したものをベースに進めていくという認識でよいか。</p>	<p>県が用意する企業リストや発掘リストに加え、受託者の持つネットワークやご提案などをベースに進めていく想定です。</p>
<p>「仕様書4(4)成果物」にて提出が求められているレポート等(月次進捗報告書、支援計画、成果報告書)について、形式(電子ファイル/紙/記録媒体等)の定めはあるか。</p>	<p>〈月次進捗報告書〉〈支援計画〉の提出については、形式の定めはありません。〈成果報告書〉の提出については、紙形式及び電子ファイル形式での提出をお願いいたします。</p>
<p>「仕様書4(1)」の「主に製造事業」について、具体的な業種の想定はあるか。</p>	<p>支援先企業については、製造業全般に加え、研究・開発部門を有し自社製品の開発や製造などを行う事業者を支援対象と想定しています。</p>
<p>「仕様書4(1)」の「支援先企業」について、従業員規模や売上規模などの点で基準はあるか。</p>	<p>支援先企業について、従業員規模や売上規模の点で基準はありません。当県が定義する「地域中核企業」への成長が見込まれる県内事業者を支援対象と想定しています。</p>

## 令和8年度地域中核企業の創出に向けた伴走支援事業

質問	回答
「仕様書4(1)」の「支援先企業」について、県が定める応募資格等はあるか。	支援先企業について、県が定める応募資格等はありません。当県が定義する「地域中核企業」への成長が見込まれる県内事業者を支援対象と想定しています。
「仕様書4(1)支援先企業の選定」について、審査方法も企画提案で問題ないか。審査会を実施するなど県からの指定はあるか。	支援先企業の審査方法も企画提案に含まれます。公正性・公平性があり、かつ目的に最も適切なご提案をいただき、採択された場合には県の担当者と協議を行ってください。
「仕様書5(1)」にて、「県のグリーン分野やヘルスケア分野の支援状況を参考にすること」とあるが、支援先企業の検討にあたり、業種やコミュニティでの活動状況を参考にしつつも、これに限らず募集対象とする理解でよいか。	支援先企業は、県のコミュニティ等での活動状況を参考にしつつも、これに限らず、幅広く募集対象とすることを想定しています。
「仕様書4(1)」の金融機関との連携について、県側から依頼・相談を行う際、チラシ等による周知・集客活動だけでなく、県施設を用いた説明会・セミナー等の開催は可能か。	県施設の利用については、利用目的を踏まえつつ、適宜、県の担当者とご相談ください。
「仕様書4(2)イ」について、対面とオンラインの割合の基準があるか。	初回ミーティングのみ対面での実施を必須としております。その他のミーティングについて、面談方式の定めはありませんが、支援の内容や目的を踏まえた最も効果的な方式をご提案いただき、採択された場合には県の担当者と協議を行ってください。
「仕様書4(2)イ」について、支援先企業6社が県内各地に分散している場合、1日に複数社の面談実施は可能か。	県として、一日に複数社の面談実施を行っていただいても構いません。面談実施につきましては、支援先企業の選定の後、適宜、ご対応ください。
「仕様書4(2)ア」について、支援計画策定の後、支援先企業の要望や新たな課題が発見された場合に計画変更することは可能か。	支援計画策定後の計画変更は可能です。支援先企業の実情や環境に合わせ、柔軟な支援を実施してください。

## 令和8年度地域中核企業の創出に向けた伴走支援事業

質問	回答
「仕様書4(3)」について、第三者の招聘するなど、独自企画提案に関する制限はあるか。	独自企画提案に関し、第三者の招聘などに関する制限はありません。事業の目的を踏まえた最も効果的な企画をご提案いただき、採択された場合には県の担当者と協議を行ってください。
「仕様書4(2)ウ」の成果報告会について、規模や参加企業の基準はあるか。	成果報告会について、規模や参加企業の基準はありません。事業の目的を踏まえた最も効果的な企画をご提案いただき、採択された場合には県の担当者と協議を行ってください。
「仕様書4(2)ウ」の成果報告会について、本事業の成果について興味がある事業者について幅広く集客対象とするという理解でよいか。	成果報告会の集客対象に定めはありませんが、県としては、本事業の成果について興味がある事業者も集客対象として想定しています。
「仕様書4(1)」「仕様書4(2)イ」の金融機関との連携について、連携する金融機関の選定は県が行うか。	連携する金融機関として、県と連携協定を締結している山陰合同銀行、島根銀行、SBIホールディングスを想定していますが、他の県内金融機関との連携についての企画提案を妨げるものではありません。
「仕様書4(1)」「仕様書4(2)イ」の金融機関との連携について、どのような連携を想定しているか。	県内金融機関がもつ県内企業情報の共有、及び非金融・金融サービスとの連携を想定しています。